

農業教育功労者表彰規程

公益財団法人 全国学校農場協会
規程制定 昭和 52 年 4 月
最終改定 平成 27 年 4 月

(事業目的)

第 1 条 公益財団法人全国学校農場協会の公益目的事業「農業教育（農業技術）の発展と振興を図る事業」に基づき本会賛助会員に対し、表彰規程を定める。

(被表彰者の資格)

第 2 条 次の各項のすべてに該当する者で、本会の表彰を希望する者。

- 2 前年度中に退職したもので、退職の前日現在次に該当する者。
- 3 農業に関する学科又は科目を設置している高等学校等において 30 年以上農業教育に従事した教育職員（教特法の定義による）及び農場作業員又はこれらに準ずる者。
- 4 勤務成績が優秀と認められる者。
- 5 農業教育振興活動に貢献した者。

(被表彰者候補の推薦)

第 3 条 前条の高等学校各校の農場代表は、この表彰規程に該当する候補者がいる場合、本会所定の推薦状を作成し、全国高等学校農場協会の県理事（以下理事という）に提出する。

- 2 前項の理事は、都道府県ごとに審査委員会を設けてこれを審査し、候補者を全国高等学校農場協会支部長（以下支部長という）に推薦する。
- 3 支部長は、理事から提出された推薦状を支部の理事会で審議し、適格と判定した候補者の推薦状写と候補者名簿を本会理事長（以下理事長という）に提出する。

(被表彰者の決定・名簿の提出)

第 4 条 被表彰者の決定・名簿の提出

理事長は、支部長から提出された推薦状写と候補者名簿を農業教育功労者審査委員会（以下審査委員会という）で審査の上、被表彰者を決定し、これを支部長に通知する。

(被表彰者の報告)

第 5 条 理事長は、毎年被表彰者の名簿写を文部科学大臣に提出する。

(表彰状の伝達・贈呈)

第 6 条 表彰者に対する表彰状の授与・贈呈は、理事長が支部長に委託し、全国高等学校農場協会の支部大会の開会式において行う。

- 2 特別の理由がある場合は、支部長は、理事長の同意を得た上で、前記支部大会の他の責任者に伝達を委託することができる。
- 3 表彰状の授与に当たり、支部あるいは県の高等学校農場協会から記念品を贈呈することができる。

(特別申請・その他)

第 7 条 支部長は、第 2 条の規定にかかわらず、農業教育振興について特別に功労のあつた者については、特別審査を申請することができる。

- 2 支部長は、被表彰者の名簿（副本）と、推薦状及び審査結果などの関係書類を保管し、支部長交代の際はこれを引き継ぐものとする。
- 3 本会所定の諸用紙は本部から支部長に交付する。
- 4 この規程の施行上必要な事項は別に細則で定める。
- 5 この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。